

婦人保護の

あゆみ

令和5年度版
(令和4年度実績)

新潟県女性福祉相談所

目 次

1 婦人保護事業の概要

(1) 沿革	1
ア 女性福祉相談所	1
イ 婦人相談員	1
(2) 婦人保護行政機構の現状	2
ア 女性福祉相談所	2
イ 婦人保護施設	2
ウ 職員構成	3
エ 婦人相談員	4
(3) 業務の内容	5
ア 相談	5
イ 調査・判定	5
ウ 指導・援助	5
エ 一時保護	5
オ 婦人保護施設への入所	5
カ 啓発活動	5
キ 配偶者暴力相談支援センターとしての機能	5

2 女性福祉相談所及び婦人相談員の業務状況

(1) 相談の年度別推移	6
ア 相談受理件数の年度別推移	6
イ 主訴別相談受理件数の年度別推移	6
ウ 経路別相談受理件数の年度別推移	7
エ 相談処理件数の年度別推移	8
(2) 婦人相談員の業務状況	9
ア 年齢別相談受理件数	9
イ 経路別相談受理件数	10
ウ 主訴別（来所・電話別）相談受理件数	11
エ 相談処理件数	11

(3) 女性福祉相談所の業務状況	12
ア 年齢別相談受理件数	12
イ 年齢別経路別相談受理件数	12
ウ 年齢別主訴別相談受理件数	13
エ 主訴別相談処理件数	14
オ 来所相談の状況	15
カ 相談者に対する保護命令申立て・発令の状況	15

3 一時保護及び婦人保護施設(あかしや寮)の状況

(1) 一時保護所入所及び一時保護委託の年度別推移	16
ア 一時保護の実人員・延日数の状況	16
イ 「夫等の暴力(DV)」による一時保護の実人員・延日数の状況	16
(2) 一時保護の状況	17
ア 月別保護状況	17
イ 主訴別状況	17
ウ 保護期間別状況	18
エ 退所理由別状況	18
(3) 婦人保護施設(あかしや寮)入所の年度別推移	19
ア 入所実人員の状況	19
イ 入所延日数の状況	19
(4) 婦人保護施設(あかしや寮)の状況	20
ア 月別入所状況	20
イ 退所理由別状況	20
ウ 入所期間別状況	20

4 配偶者暴力相談支援センターの状況

(1) 新潟県配偶者暴力相談支援センター	21
ア 相談件数	
(ア) 加害者との関係別相談件数	
(イ) 日本語が十分に話せない被害者からの相談件数	
(ウ) 障害者である被害者からの相談件数	
(エ) 交際相手からの暴力に関する相談件数	
(オ) ストーカー行為等に関する相談件数	21

イ	保護命令書面作成等の状況	21
ウ	配偶者暴力防止法第6条による通報を受けた件数	21
(2)	新潟市配偶者暴力相談支援センター	22
ア	相談件数 (ア) 加害者との関係別相談件数	
	(イ) 日本語が十分に話せない被害者からの相談件数	
	(ウ) 障害者である被害者からの相談件数	
	(エ) 交際相手からの暴力に関する相談件数	
	(オ) ストーカー行為等に関する相談件数	22
イ	保護命令書面作成等の状況	22
ウ	配偶者暴力防止法第6条による通報を受けた件数	22
(3)	長岡市配偶者暴力相談支援センター	23
ア	相談件数 (ア) 加害者との関係別相談件数	
	(イ) 日本語が十分に話せない被害者からの相談件数	
	(ウ) 障害者である被害者からの相談件数	
	(エ) 交際相手からの暴力に関する相談件数	
	(オ) ストーカー行為等に関する相談件数	23
イ	保護命令書面作成等の状況	23
ウ	配偶者暴力防止法第6条による通報を受けた件数	23

5 研修等の実施

(1)	新潟県主催研修	24
	新潟県配偶者暴力実務担当者会議及びDV被害者支援セミナー	
(2)	女性福祉相談所主催研修	24
(3)	講師派遣	24
ア	新潟県警察本部 人身安全関連事案対策専科教養	
イ	新潟医療福祉大学講義	
(4)	連携会議	24
ア	県内会議	
イ	全国会議等への参加	

1 婦人保護事業の概要

(1) 沿革

ア 女性福祉相談所

新潟県女性福祉相談所（旧婦人相談所）は、売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）第 34 条第 1 項に基づき、昭和 32 年 4 月 1 日新潟県規則第 326 号により設置された。

年月日	設置及び組織
昭 32. 4. 1	新潟県社会福祉会館内（新潟市東仲通り 1 番町）において、所掌事務開始
昭 33. 4. 1	旧新潟市立救護院跡（新潟市古町 13）に一時移転
昭 33. 7. 25	新潟県婦人相談所（一時保護所、婦人保護施設あかしや寮併設）新築移転（新潟市川岸町 2 丁目 10）
昭 43. 5. 15	新潟県厚生相談センター新築移転（新潟市川岸町 1 丁目）
平 05. 4. 1	組織改正により児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所と統合し、新潟県中央福祉相談センターとなった
平 07. 3. 27	新潟県中央福祉相談センター移転（中蒲原郡亀田町向陽、現新潟市江南区亀田向陽 4 丁目 2-1）
平 14. 4. 1	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平 13. 10. 13 施行、以下「配偶者暴力防止法」という。）により、配偶者暴力相談支援センターの機能が付与された 新潟県女性福祉相談所に改称 中央福祉相談センターに児童虐待・DV 対応班を設置及び「子ども・女性電話相談」を開始 女性自立支援員（嘱託）を配置
平 15. 4. 1	中央福祉相談センターで「DV・児童虐待相談フリーダイヤル」を開始
平 17. 4. 1	保護・支援課を設置（職員 7 名、保護・支援嘱託員 4 名を配置） 女性自立支援員（嘱託）を廃止
令 04. 3. 31	「子ども・女性電話相談」「DV・児童虐待相談フリーダイヤル」を廃止

イ 婦人相談員

売春防止法第 35 条に基づき、県及び各市に婦人相談員が配置された。

年月日	配置状況
昭 31. 12. 27	新発田市に配置（平 11. 3 廃止）
昭 32. 1. 1	新潟市、三条市に配置
昭 32. 4. 1	長岡市、直江津市、高田市、新津市に配置
昭 33. 4. 1	新潟県婦人相談所（現女性福祉相談所）に配置
昭 46. 4. 29	上越市に配置（合併に伴い直江津市、高田市の婦人相談員は昭 46. 4. 28 付廃止）
平 14. 4. 1	柏崎市に配置
平 19. 4. 1	政令市移行に伴い、新潟市中央区、東区、秋葉区に配置
平 25. 12. 1	新潟市江南区、西区に配置
平 26. 1. 1	新潟市西蒲区に配置
平 31. 1. 1	新潟市南区に配置
平 31. 4. 1	新発田市に配置
平 31. 4. 1	新潟市北区に配置

(2) 婦人保護行政機構の現状

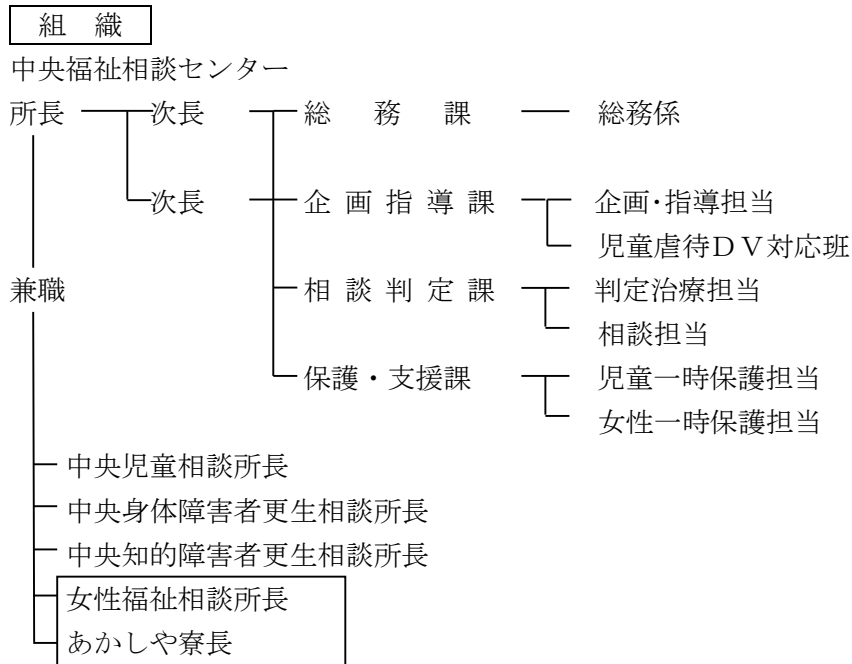
ア 女性福祉相談所

- ・所在地 新潟市江南区亀田向陽4丁目2番1号（新潟県中央福祉相談センター）
TEL 025-381-1111
- ・規模 建物延面積 3640.79 m²
敷地面積 6102.00 m²
構造 鉄筋コンクリート造

イ 婦人保護施設

- ・施設名 あかしや寮
- ・所在地 女性福祉相談所に併設
- ・専有面積 436.5 m²
- ・入所定員 10人

ウ 職員構成（令和5年4月1日現在）



職員構成

区分	所長	次長	課長	事務	相談指導員	心理判定員	婦人相談員	計
職員数	1	2	2	2	18	5	5	35

会計年度 任用職員	指導員	宿直員	計
職員数	1	3	4

- * 1 職員は児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、あかしや寮を兼務する。
- * 2 宿直員（非常勤）はあかしや寮を兼務する。

エ 婦人相談員（令和5年4月1日現在）

所属	所属	所在地・電話番号	管轄区域
県	新潟県 中央福祉相談センター	新潟市江南区亀田向陽 4-2-1 TEL 025-381-1111	全 県
市	新潟市北区役所 健康福祉課	新潟市北区東栄町 1-1-14 TEL 025-387-1315	新潟市北区
〃	新潟市東区役所 健康福祉課	新潟市東区下木戸 1-4-1 TEL 025-250-2415	新潟市東区
〃	新潟市中央区役所 健康福祉課	新潟市中央区西堀通 6-866 TEL 025-223-7236	新潟市中央区
〃	新潟市江南区役所 健康福祉課	新潟市江南区泉町 3-4-5 TEL 025-382-4313	新潟市江南区
〃	新潟市秋葉区役所 健康福祉課	新潟市秋葉区程島 2009 番地 TEL 0250-25-5660	新潟市秋葉区
〃	新潟市南区役所 健康福祉課	新潟市南区白根 1235 番地 TEL 025-372-6371	新潟市南区
〃	新潟市西区役所 健康福祉課	新潟市西区寺尾東 3-14-41 TEL 025-264-7343	新潟市西区
〃	新潟市西蒲区役所 健康福祉課	新潟市西蒲区巻甲 2690-1 TEL 0256-72-8369	新潟市西蒲区
〃	長岡市 男女平等推進センターウィルながおか	長岡市大手通 2-2-6 TEL 0258-39-2746	長岡市
〃	三条市教育委員会 子どもの育ちサポートセンター	三条市新堀 1311 番地 TEL 0256-45-1114	三条市
〃	柏崎市役所 子育て支援課	柏崎市栄町 18 番 26 号 元気館 TEL 0257-47-7190	柏崎市
〃	新発田市役所 社会福祉課ひとり親家庭支援係	新発田市中央町 3-3-3 TEL 0254-28-9222	新発田市
〃	上越市 男女共同参画推進センター	上越市土橋 2554 TEL 025-527-3614	上越市

(3) 業務の内容

女性福祉相談所は、要保護女子の発見、転落の未然防止と保護更生、及び配偶者からの暴力の被害者である女性（以下「暴力被害女性」という。）の保護を図るため、日常生活上何らかの問題を有する女子について広く相談に応じ、関係機関と協力して、要保護女子及び暴力被害女性（以下「要保護女子等」という。）の保護と自立支援のための業務を行っている。

県内6市に配置されている婦人相談員は相談、調査、指導・援助を主な業務としている。

ア 相談

要保護女子等の早期発見のため、日常生活を営む上で何らかの問題を有する女子について、広く相談に応じている。相談内容は、暴力被害、離婚問題、生活困窮等、女性の抱える問題全般にわたっている。

なお、相談は面接による来所相談と電話相談がある。

イ 調査・判定

問題解決にあたって、必要な範囲で本人及び環境について調査する。

効果的な支援のため、必要に応じて、心理学的、職能的判定を行っている。

ウ 指導・援助

相談、調査、又は判定の結果に基づき、助言や関係機関への紹介を行っている。必要に応じて関係機関とケース協議を行いながら、自立に向けた支援、指導を行っている。

エ 一時保護

緊急に保護をすることが必要と認められる要保護女子等について、最も適当な支援の施策を決定し、婦人保護施設への入所保護、又は関係機関への移送等の措置が採られるまでの間、あるいは短期間の更生指導が必要な場合に、一時保護を行っている。

オ 婦人保護施設への入所

支援の一環として、現在の人間関係や生活環境から切り離す必要がある要保護女子、又は長期にわたる保護を必要とする暴力被害女性及び同伴する家族に対しては、婦人保護施設への入所保護を行い、生活指導・職業指導などを通して自立支援を行っている。

カ 啓発活動

婦人保護事業について広く理解と協力を得るため、婦人保護事業の概要「あゆみ」を発行して、関係機関に配布している。また、関係機関の理解を得るための視察の受入れ、要請に応じて研修会等への講師派遣を行っている。

さらに、暴力被害女性への支援を充実させるため、関係者の資質向上及び関係機関の連携強化等を目的として研修会を実施している。

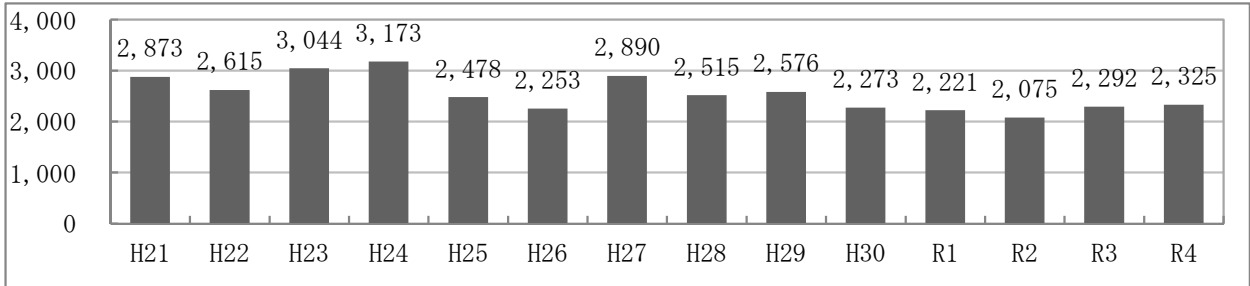
キ 配偶者暴力相談支援センターとしての機能

配偶者暴力防止法に基づき、暴力被害女性の相談、一時保護（配偶者暴力防止法第3条第4項に基づく一時保護の委託を含む。）及び自立に向けた支援等を行っている。また、保護命令の制度の利用について情報提供を行うとともに、裁判所からの求めに応じ書面を作成している。

2 女性福祉相談所及び婦人相談員の業務状況

(1) 相談の年度別推移

ア 相談受案件数の年度別推移



イ 主訴別相談受案件数の年度別推移

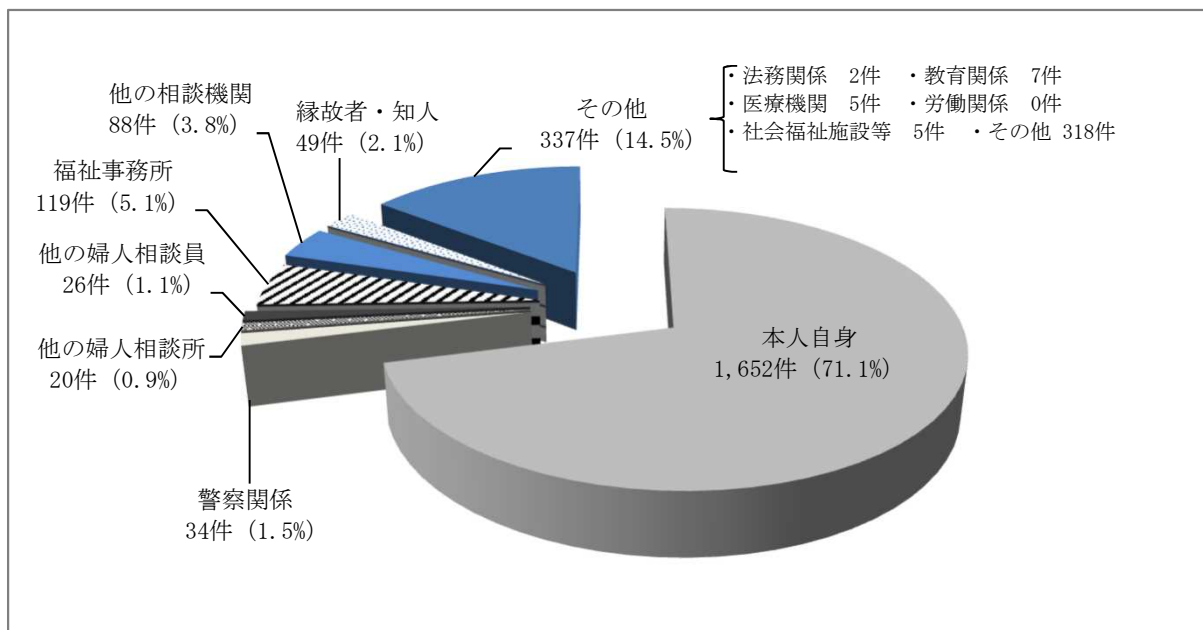
主訴別		年度別		H30		R1		R2		R3		R4	
		相女性 福祉 相談 所社	相婦 員人	相女性 福祉 相談 所社	相婦 員人	相女性 福祉 相談 所社	相婦 員人	相女性 福祉 相談 所社	相婦 員人	相女性 福祉 相談 所社	相婦 員人	相女性 福祉 相談 所社	相婦 員人
人 間 関 係	夫等の暴力	256	538	265	606	191	574	229	616	200	569		
	酒乱・薬物中毒	1	1	5	1	1		1	1	1	2		
	離婚問題	64	271	49	306	42	220	52	228	54	233		
	その他の	43	103	52	90	116	87	142	101	84	103		
	子どもの暴力	8	36	6	34	13	28	8	38	2	32		
	養育困難	2	10	6	9	1	3	2		2	4		
	その他の	16	62	24	70	18	61	21	58	10	59		
	親の暴力	20	65	10	87	16	108	16	127	17	125		
	その他の親族の暴力	3	40	8	34	8	39	20	41	9	47		
	その他の	34	73	32	63	57	44	53	35	46	35		
	交際相手からの暴力	9	26	17	14	21	18	15	12	9	21		
	同性間の交際相手からの暴力										2		
	その他の	18	16	12	17	9	9	2	14	8	6		
	その他の者の暴力	3	6		9	4	4	3	13	6	18		
	ストーカー被害	7	7	1	7	3	5	6	10	6	5		
	男女問題	4	12	5	9		1		1	4	2		
家庭不和	11	25	3	26	7	17	4	15	8	25			
その他の	107	36	76	39	68	31	138	36	205	38			
経済関係	生活困窮	9	19	6	11	8	9	5	17		12		
借金・サラ金	1	2		5	2	4	3	1	4	3			
求職	2	7		13	3	12		4		4			
その他の	24	55	16	37	21	44	8	45	15	46			
医療関係	病気	74		12	12	10	13	17	3	34	8		
精神的問題	18	36	24	25	27	27	42	45	131	30			
妊娠・出産	3	10	8	5	1	6	3	4		2			
その他の	15	5	4	3	19	0	6	4	7	2			
住居問題	4	33	7	23	16	19	10	10	12	10			
帰宅先なし	10	10	9	1	9	1	4	2	4	2			
不純異性交遊							1						
売春強要	1									1			
ヒモ・暴力団関係									1				
売春防止法第5条違反													
人身取引		2	6	2									
計	767	1,506	663	1,558	691	1,384	811	1,481	881	1,444			

* 婦人相談員は新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、上越市であり、県の婦人相談員は含まれません。

ウ 経路別相談受案件数の年度別推移

年度別 経路別	H30		R1		R2		R3		R4	
	相女性 談福 所社	婦人 相談 員	相女性 談福 所社	婦人 相談 員	相女性 談福 所社	婦人 相談 員	相女性 談福 所社	婦人 相談 員	相女性 談福 所社	婦人 相談 員
本人自身	599	897	482	803	551	871	675	957	773	879
警察関係	24	21	18	12	18	8	13	14	22	12
法務関係	2	3	4	4	3	1	2	1		2
教育関係	1	11		7	2	6	2	3	1	6
労働関係	1				3	1				
他の婦人相談所		11		19	3	16		8	1	19
他の婦人相談員	15	23	14	38	9	19		12	13	13
福祉事務所	37	226	36	201	24	141	46	139	15	104
他の相談機関	27	58	23	89	15	45	14	57	26	62
社会福祉施設等	1	26	2	13		10	1	1		5
医療機関	4	9	3	3	2	3	4	4	1	4
縁故者・知人	53	29	79	46	58	24	51	20	27	22
その他	3	202	2	323	3	239	3	265	2	316
小計	767	1,516	663	1,558	691	1,384	811	1,481	881	1,444
計	2,283		2,221		2,075		2,292		2,325	

[令和4年度経路別構成比]

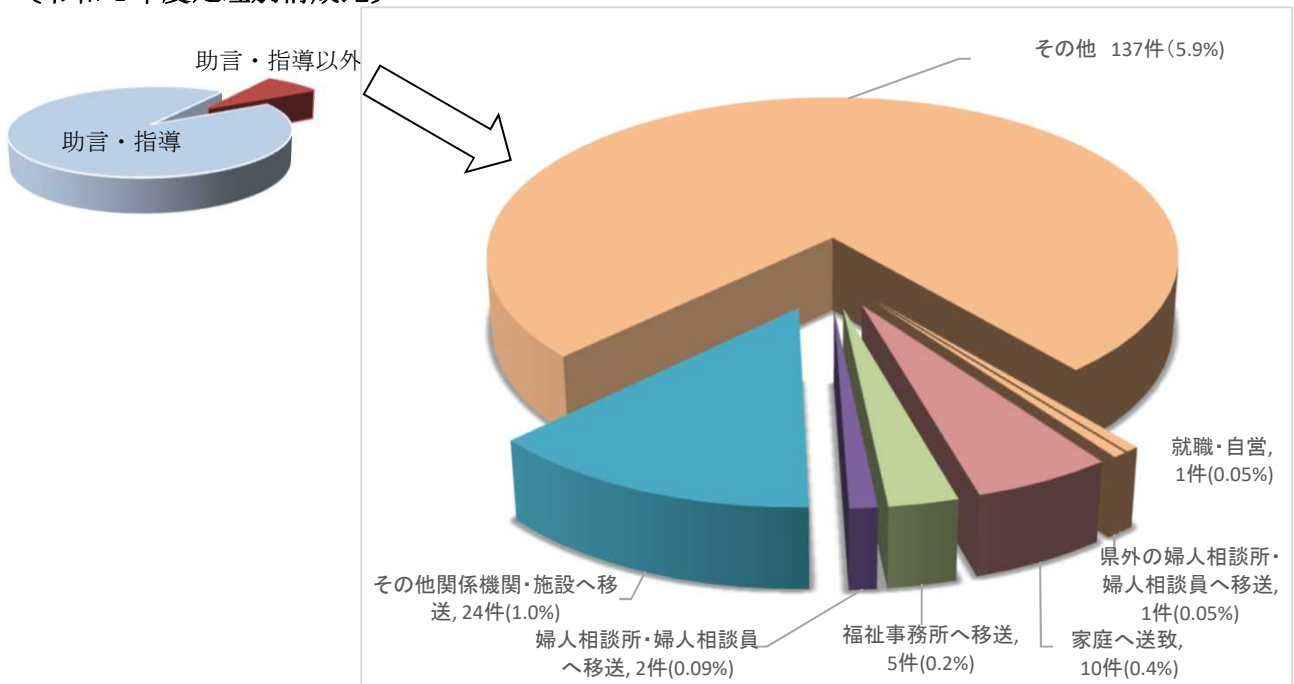


エ 相談処理件数の年度別推移

	H30		R 1		R 2		R 3		R 4	
	女性福祉相談所	婦人相談員	女性福祉相談所	婦人相談員	女性福祉相談所	婦人相談員	女性福祉相談所	婦人相談員	女性福祉相談所	婦人相談員
婦人保護施設に入所	3	3	2		1					
就職・自営		1								1
結婚										
家庭へ送還	4	1	2		1	2	8		9	1
福祉事務所へ移送	10	8	8	9	7	4	7	4	5	
婦人相談所・婦人相談員へ移送		3		2		1		2	1	1
県外の婦人相談所・婦人相談員へ移送		1						1		1
その他の関係機関・施設へ移送		2		4		4	2	12	4	20
助言・指導のみ	724	1,407	618	1,482	664	1,304	778	1,431	843	1,288
その他	27	91	33	27	18	43	16	39	18	119
計	768	1,517	663	1,524	691	1,358	811	1,489	880	1,431

*R4年度内処理件数であり、受理件数と一致しない場合もある。

[令和4年度処理別構成比]

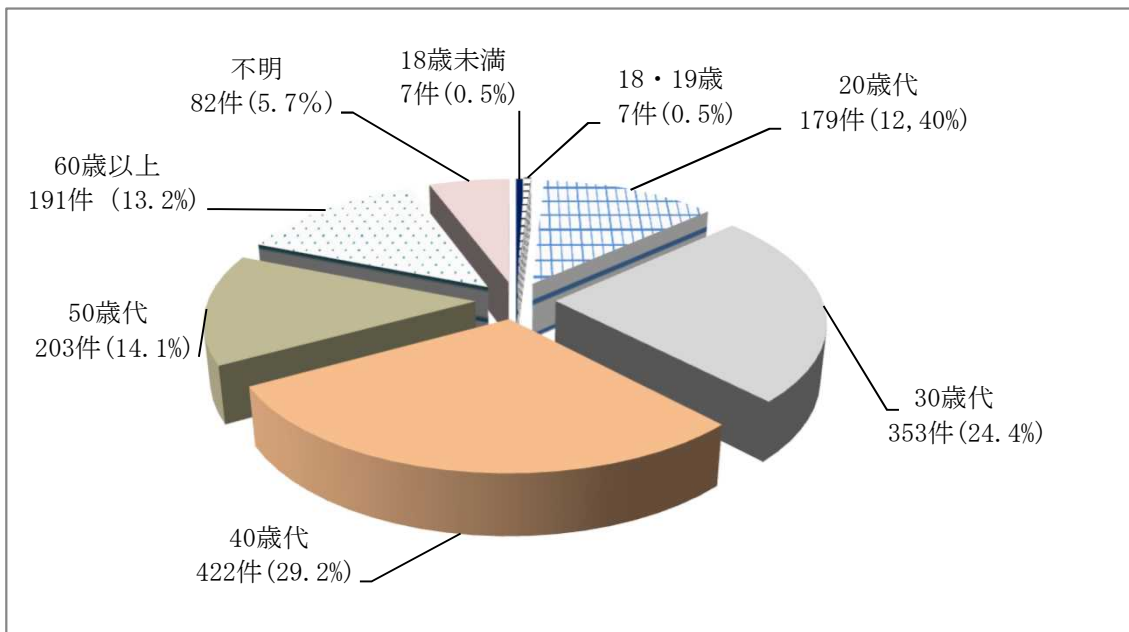


(2) 婦人相談員の業務状況

ア 年齢別相談受理件数

年齢別		18歳未満	18・19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明	計
新潟市	北区			13	13	18	7	15		66
	東区			18	44	48	21	24	1	156
	中央区			22	19	52	33	35	3	164
	江南区			8	16	23	12	11	4	74
	秋葉区			10	18	14	13	11	1	67
	南区			5	6	8	6	6	3	34
	西区	1		23	39	29	34	14	8	148
	西蒲区			4	11	12	4	6	4	41
	長岡市			18	36	53	19	11	5	142
	三条市			12	50	39	7	25	15	148
柏崎市	4	2	17	33	56	11	12	10	145	
新発田市		3	5	15	14	4	6		47	
上越市	2	2	24	53	56	32	15	28	212	
計	7	7	179	353	422	203	191	82	1,444	

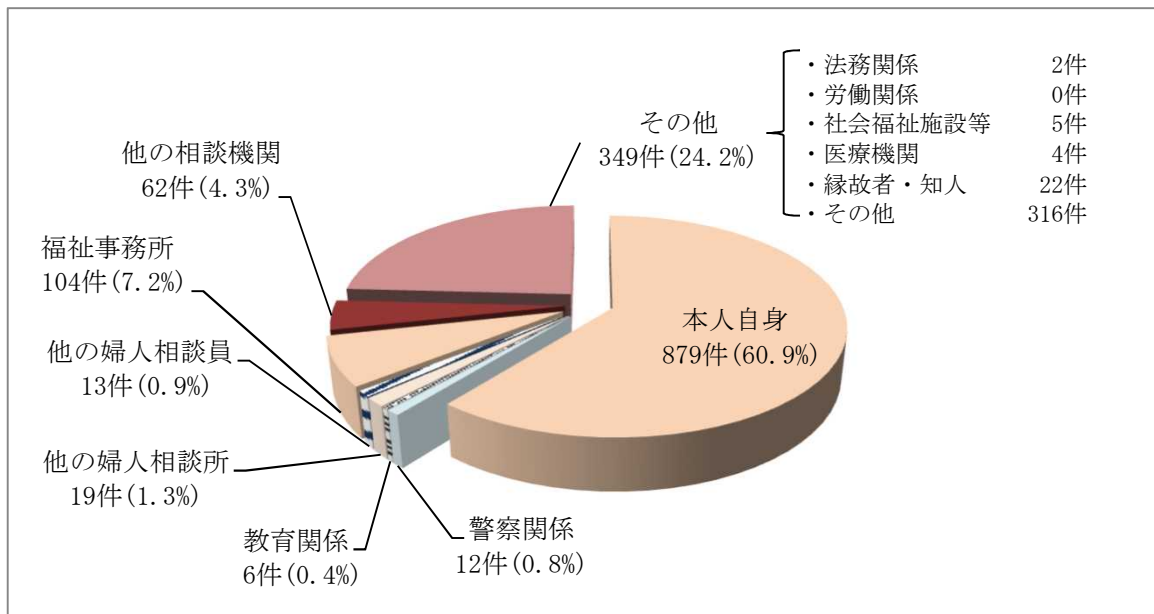
[令和4年度年齢別構成比]



イ 経路別相談受案件数

経路別 市区別	本人 自身	警 察 関 係	法 務 関 係	教 育 関 係	労 働 関 係	相 他 の 婦 人 相 談 所	相 他 の 婦 人 相 談 員	事 務 所	福 祉 機 関	施 設 等	社 会 福 祉 機 関	医 療 機 関	知 縁 故 者 ・ 知 人	そ の 他	計
新潟市	北区	35					1	7	1					22	66
	東区	62	1	1		2	2		3	3	1	1	80	156	
	中央区	65			1		1	3				1	93	164	
	江南区	74												74	
	秋葉区	24				3	2	11	5			4	18	67	
	南区	27	1					3	2				1	34	
	西区	43	3	1		2	1	13	8		1	2	74	148	
	西蒲区	27						4	1				9	41	
長岡市	124	2				1	2	11		1	1		142		
三条市	123			2		3	5	8		1	6		148		
柏崎市	83			3		2	1	35	2		6	13	145		
新発田市	30	1				1	3	4	7		1		47		
上越市	162	4				5	2	17	14	2		6	212		
計	879	12	2	6	0	19	13	104	62	5	4	22	316	1,444	

[令和4年度経路別構成比]



ウ 主訴別（来所・電話別）相談受件数

		新潟市																長岡市		三条市		柏崎市		新発田市		上越市		合計	
		北区		東区		中央区		江南区		秋葉区		南区		西区		西蒲区		来所	電話	来所	電話	来所	電話	来所	電話	来所	電話		
		来所	電話	来所	電話	来所	電話	来所	電話	来所	電話	来所	電話	来所	電話														
人間関係	夫等の暴力	36	1	72	10	80	4	45	4	44	2	8		49	6	15	1	50	25	17	20	7	17	28	2	7	19	569	
	酒乱・薬物中毒															1						1						2	
	離婚問題	1		17	1	4	2	5		2		5		9	4	3		52		20	39	10	8			22	29	233	
	その他	1	1	5		1		3	2		2		21		1	1	3	1		3	15	11				15	17	103	
	子どもの暴力	3		3	1	7	1	3		4	1			2		1					1		1	3			1	32	
	養育困難				1							1	2															4	
	その他			4	4		1							3	3	2	1			1	5	3	16				8	8	59
	親の暴力	7	1	20	4	28	5	4		8	2	4		15		3	3			1	1	6	6	6			1	125	
	その他の親族の暴力	2	1	1	2	11	2	3	1	1		3	1	7				1		1	1	2	1	1	1	2	1	1	47
	その他	1		1		1	1			1		1		3	1	2				3	1	2					10	7	35
	交際相手からの暴力					1						2	1	2		1		4	1		1			2		2	4	21	
	同性間の交際相手からの暴力																											0	
	その他													3	2								1					6	
	その他の者の暴力	1				5	1	1		2				3		1				1	1	1	1			1		18	
	ストーカー被害	1			1							1		1						1								5	
男女問題				1																		1					2		
家庭不和			1		4										1		3		4	9					1	2	25		
その他	2	2		1		1	1				1		1	3	1							2				5	18	38	
経済関係	生活困窮	1		1		1								1		1			1	3				1		2	12		
借金・サラ金																		1		1					1		3		
求職											1				1				1		1						4		
その他	1		1	2	1					1		1	2						1	7	23				3	3	46		
医療関係	病気	1		1																3	1						2	8	
精神的問題					1					1										5		1				4	18	30	
妊娠・出産						1							1														2		
その他		1											1														2		
住居問題	1		1				1				1		1					1		3			1				10		
帰住先なし					1																		1				2		
不純異性交遊																											0		
売春強要														1													1		
ヒモ・暴力団関係																											0		
売春防止法第5条違反																											0		
人身取引																											0		
小計	59	7	128	28	141	23	67	7	62	5	31	3	124	24	34	7	112	30	45	103	53	92	42	5	80	132	1,444		
合計			66		156		164		74		67		34		148		41		142		148		145		47		212		

エ 相談処理件数

※R4年度中処理件数であり、受理件数と一致しない場合もある。

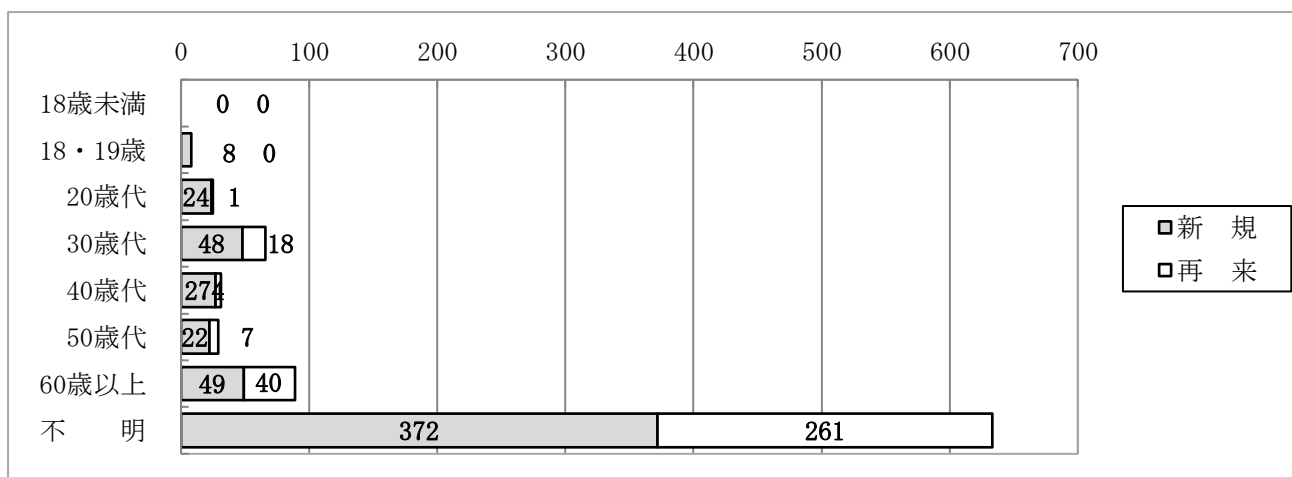
処理別	新潟市										長岡市	三条市	柏崎市	新発田市	上越市	合計	
	北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区									
婦人保護施設に入所																	0
就職・自営														1			1
結婚																	0
家庭へ送還															1		1
福祉事務所へ移送																	0
婦人相談所・婦人相談員へ移送	1																1
県外の婦人相談所・婦人相談員へ移送	1																1
その他の関係機関・施設へ移送	16												4				20
助言・指導のみ	47	156	164	74	67	34	85	35	118	144	132	23	209			1,288	
その他	1							63	6	30		12	5	2		119	
計	66	156	164	74	67	34	148	41	148	148	145	28	212			1,431	
指導延件数（年度中）	193	442	365	180	224	222	550	178	972	406	520	84	847			5,183	
訪問調査指導延件数（再掲）	4		4			2	10	15		34	12	8	64			153	

(3) 女性福祉相談所の業務状況

ア 年齢別相談受理件数

区分	18歳未満	18・19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明	計
新規		8	24	48	27	22	49	372	550
再来			1	18	4	7	40	261	331
計		8	25	66	31	29	89	633	881

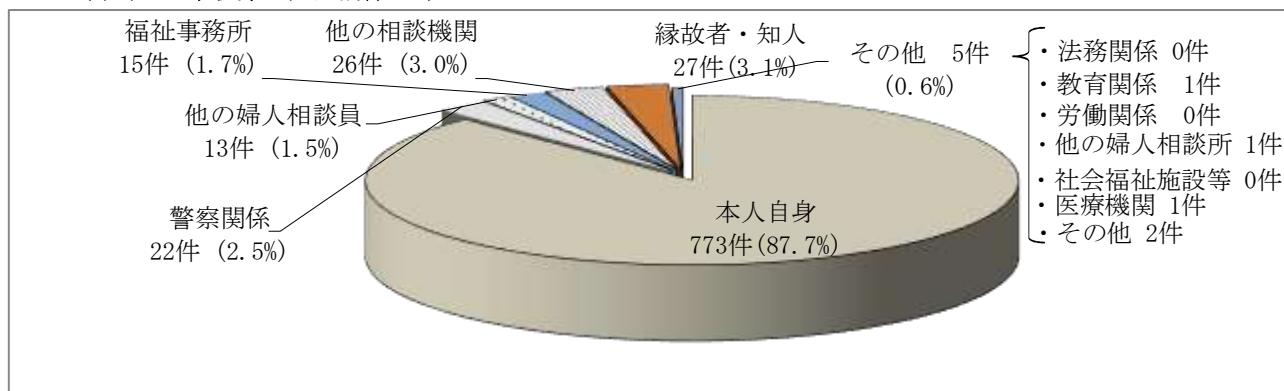
[令和4年度年齢別相談受理件数]



イ 年齢別経路別相談受理件数

区分	本人自身	警察関係	法務関係	教育関係	労働関係	他の相談所	他の相談員	福祉事務所	他の相談機関	社会福祉施設等	医療機関	知故者・知人	その他	計
18歳未満														0
18・19歳	4			1				1	1			1		8
20歳代	9	4					2	4	5			1		25
30歳代	45	5						2	8		1	5		66
40歳代	20	2					2	1	4			2		31
50歳代	25	2						2						29
60歳以上	71	7					2	2	2			5		89
不明	599	2				1	7	3	6			13	2	633
計	773	22	0	1	0	1	13	15	26	0	1	27	2	881

[令和4年度経路別構成比]



ウ 年齢別主訴別相談受件数

*来所には当所以外での面接相談を含む。 *（ ）内は外国人の再掲

		18歳未満		18・19歳		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳以上		不明		合計			
		来所	電話	来所	電話	来所	電話	来所	電話	来所	電話	来所	電話	来所	電話	来所	電話	来所	電話		
人	夫等	夫等の暴力	()	()	()	()	7	5	11	20	7	7	()	10	4	21	()	108	29	171	
		酒乱・薬物中毒	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	1	0	1
		離婚問題	()	()	()	1	()	2	()	5	()	5	()	2	()	1	()	38	0	54	
		その他	()	()	()	()	()	1	1	4	()	2	1	2	1	4	()	68	3	81	
	子ども	子どもの暴力	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	1	1	()	()	1	1	
		養育困難	()	()	()	1	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	1	0	2	
		その他	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	2	()	8	0	10		
	親族	親の暴力	()	()	()	()	2	3	1	1	()	1	()	()	()	()	()	9	3	14	
		その他の親族の暴力	()	()	()	()	()	1	()	1	()	2	()	()	()	2	()	3	0	9	
		その他	()	()	()	2	()	1	()	7	()	()	()	1	()	1	()	34	0	46	
	係	交際相手からの暴力	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	1	()	()	()	()	8	1	8	
		同性間の交際相手からの暴力	()	()	()	()	()	()	()	1	()	()	()	()	()	()	()	1	0	2	
		その他	()	()	()	1	()	()	()	()	2	()	()	()	()	()	()	5	0	8	
		その他の者の暴力	()	()	()	1	()	()	()	1	()	()	1	()	()	1	()	2	1	5	
	ストーカー被害	()	()	()	1	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	5	0	6		
	男女問題	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	4	0	4		
	家庭不和	()	()	()	()	()	()	()	1	()	()	()	()	()	1	()	6	0	8		
	その他	()	()	()	()	()	1	()	2	()	3	()	10	()	35	()	154	0	205		
	経済関係	生活困窮	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	0	0	
		借金・サラ金	()	()	()	()	()	()	()	1	()	()	()	()	()	2	()	1	0	4	
求職		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	0	0		
その他		()	()	()	()	1	()	1	()	()	()	()	()	()	()	13	2	13			
医療関係	病気	()	()	()	()	()	()	()	1	()	()	()	()	()	1	()	32	0	34		
	精神的問題	()	()	()	()	1	()	4	()	1	()	()	()	()	7	()	118	0	131		
	妊娠・出産	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	0	0		
	その他	()	()	()	1	()	()	2	()	()	()	()	()	()	()	4	()	0	7		
住居問題	()	()	()	()	()	()	()	1	()	1	()	1	()	4	()	5	0	12			
帰宅先なし	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	4	0	4			
不純異性交遊	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	0	0			
売春強要	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	0	0			
ヒモ・暴力団関係	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	1	0	1			
売春防止法第5条違反	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	0	0			
人身取引	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	0	0			
合計	0	0	0	8	10	15	14	52	7	24	3	26	6	83	0	633	40	841			

エ 主訴別相談処理件数

R4年度中処理件数であり、受理件数と一致しない場合もある。() 内は外国人の再掲

		施設 に 入 所 保 護	婦 人 に 保 護	就 職 ・ 自 営	結 婚	家 庭 へ 送 還	へ 福 祉 移 務 所 送 所	談 所 婦 員 ・ 人 へ 婦 人 移 送 相 談	施 設 へ 機 関 送 ・ の	指 導 言 の み ・	そ の 他	計	
人 間 関 係	夫 等	夫等の暴力	()	()	()	7	3	1	1	171	16	199 (1)	
		酒乱・ 薬物中毒	()	()	()	()	()	()	()	1	()	1 (0)	
		離婚問題	()	()	()	()	()	()	()	54	()	54 (0)	
		その他	()	()	()	()	()	()	()	2	82	()	84 (0)
	子 ど も	子どもの暴力	()	()	()	()	()	()	()	()	1	1	2 (0)
		養育困難	()	()	()	()	()	()	()	()	2	()	2 (0)
		その他	()	()	()	()	()	()	()	()	10	()	10 (0)
	親 族	親の暴力	()	()	()	()	()	1	()	1	14	1	17 (0)
		その他	()	()	()	()	()	()	()	()	9	()	9 (0)
		親族の暴力	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	(0)
		その他	()	()	()	()	()	()	()	()	46	()	46 (0)
		交際相手からの 暴力	()	()	()	()	1	()	()	()	8	()	9 (0)
	交 際 相 手	同性間の交際相手 からの暴力	()	()	()	()	()	()	()	()	2	()	2 (0)
		その他	()	()	()	()	()	()	()	()	8	()	8 (0)
		その他の者の暴力	()	()	()	()	1	()	()	()	5	()	6 (0)
	ストーカー被害	()	()	()	()	()	()	()	()	6	()	6 (0)	
	男女問題	()	()	()	()	()	()	()	()	4	()	4 (0)	
	家庭不和	()	()	()	()	()	()	()	()	8	()	8 (0)	
	その他	()	()	()	()	()	()	()	()	205	()	205 (0)	
経 済 関 係	生活困窮	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	0 (0)	
	借金・サラ金	()	()	()	()	()	()	()	()	4	()	4 (0)	
	求職	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	0 (0)	
	その他	()	()	()	()	()	1	()	()	14	()	15 (0)	
医 療 関 係	病気	()	()	()	()	()	()	()	()	34	()	34 (0)	
	精神的問題	()	()	()	()	()	()	()	()	131	()	131 (0)	
	妊娠・出産	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	0 (0)	
	その他	()	()	()	()	()	()	()	()	7	()	7 (0)	
住居問題	()	()	()	()	()	()	()	()	12	()	12 (0)		
帰宅先なし	()	()	()	()	()	()	()	()	4	()	4 (0)		
不純異性交遊	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	0 (0)		
売春強要	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	0 (0)		
ヒモ・暴力団関係	()	()	()	()	()	()	()	()	1	()	1 (0)		
売春防止法 第5条違反	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	0 (0)		
人身取引	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	0 (0)		
合 計		0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (0)	5 (0)	1 (0)	4 (0)	843 (0)	18 (0)	880 (0)		

オ 来所相談の状況

(ア) 相談者の状況 (人数は実人員)

	現に売春を行っている者	配偶者からの暴力被害女性	その他の者
人数	0	28	10

(イ) 相談者の職業 (人数は実人員)

	事務従事者	販売従事者	工員	サービス業		その他の職業	専業主婦	学生	無職		不明	計
				風俗営業	その他				ホームレス	その他		
人数	2	2	1	0	7	4	3	0	0	16	3	38

カ 相談者に関する保護命令申立て・発令の状況

(ア) 保護命令申立て件数

	申立て件数	申立ての種類					
		接被害者へ禁止	退去	電被害者へ禁止	接子近へ禁止	接親族等へ禁止	不明
H30	1	1	1	1			2
R1	2	2		1	2	1	
R2	0						
R3	0						
R4	0						

*相談のみで書面請求があった場合、申立ての種類については不明の場合がある。

*一つの申立てに複数種類含まれることがあるため、内訳の計が申立て件数を上回る。

(イ) 保護命令発令件数

	発令件数	発令の種類					却下	取り下げ	不明	計
		接被害者へ禁止	退去	電被害者へ禁止	接子近へ禁止	接親族等へ禁止				
H30	1	1	1	1						1
R1	2	2		1	1	1				2
R2										0
R3										0
R4										0

*相談のみで書面請求があった場合、発令の有無等について不明の場合がある。

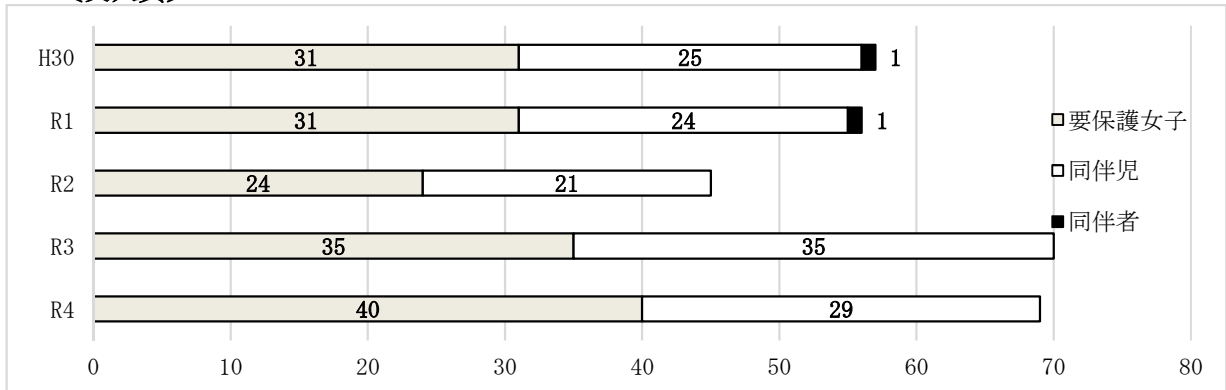
*一つの発令に複数種類含まれることがあるため、内訳の計が発令件数を上回る。

3 一時保護及び婦人保護施設(あかしや寮)の状況

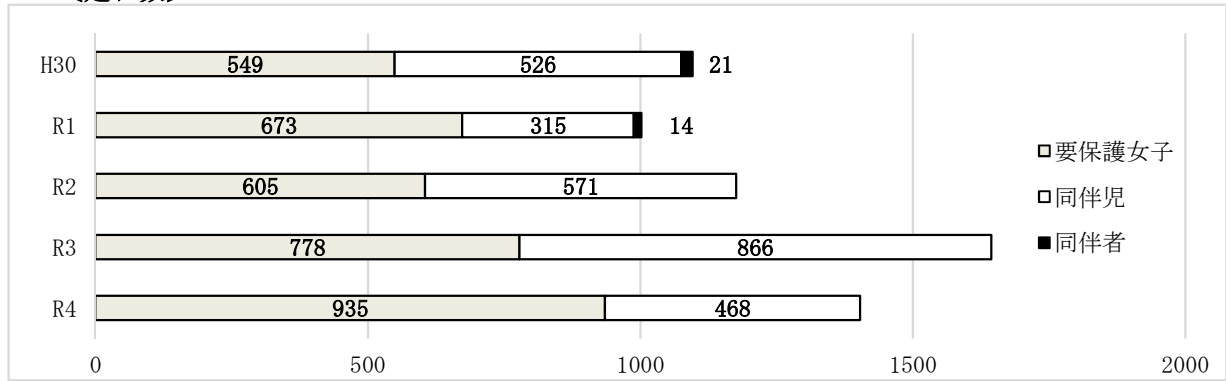
(1) 一時保護所入所及び一時保護委託の年度別推移

ア 一時保護の実人員・延日数の状況

〔実人員〕

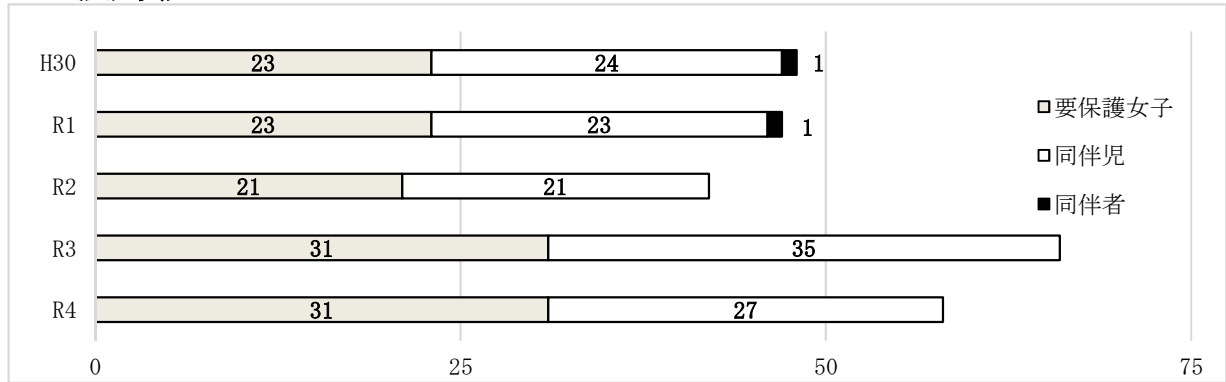


〔延日数〕

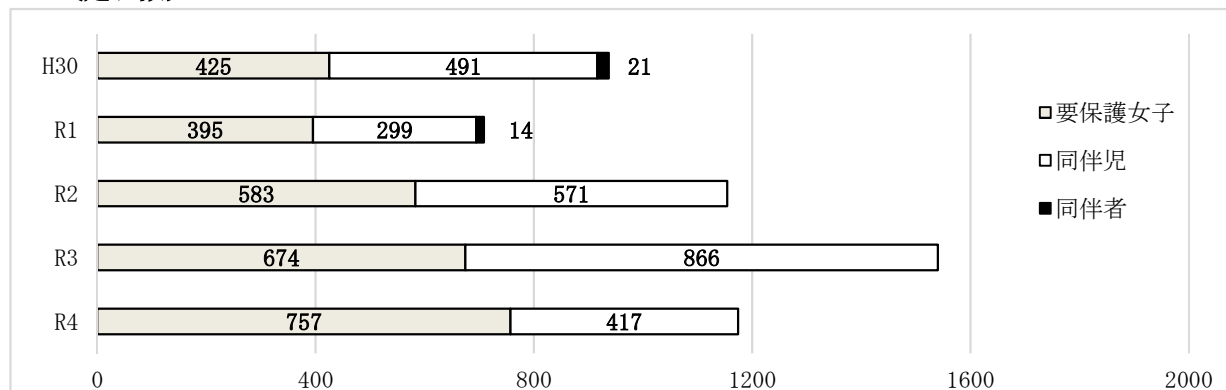


イ 「夫等の暴力(DV)」による一時保護の実人員・延日数の状況

〔実人員〕



〔延日数〕



(2) 一時保護の状況

ア 月別保護状況

令和4年度の一時保護実人員は40人で、退所者は39人である。

一人あたりの平均保護日数は23.3日である。

区分	入所実人員			退所実人員			入所延日数		
	要保護女子	同伴児	同伴者	要保護女子	同伴児	同伴者	要保護女子	同伴児	同伴者
4月	7	8		5	6		64	63	
5月	3	2		4	4		52	35	
6月	4	3		3	1		51	24	
7月	3	3		5	5		72	70	
8月	3	1		1			18	8	
9月	6	6		3	3		93	49	
10月	6	4		7	6		153	128	
11月	2			1	2		156	32	
12月	2	1		6	1		78	15	
1月	2						60		
2月	1	1		1			89	13	
3月	1			3			49	31	
計	40	29	0	39	28	0	935	468	0

イ 主訴別状況

* () 内は外国人の再掲

	人間関係																		
	夫等				子ども			親族			交際相手			その他の者の暴力	ストーカー被害	男女問題	家庭不和	その他	
	夫等の暴力	酒乱・薬物中毒	離婚問題	その他	子どもの暴力	養育困難	その他	親の暴力	その他の親族の暴力	その他	交際相手からの暴力	同性間の交際相手からの暴力	その他						
保護人数	31				1			3						1	3				
	(1)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
当該年度新規入所者(再掲)	30				1			3						1	3				
	(1)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	経済関係				医療関係				住居問題	帰住先なし	不純異性交遊	売春強要	ヒモ・暴力団関係	売春防止法第5条違反	人身取引	計			
	生活困窮	借金・サラ金	求職	その他	病気	精神的問題	妊娠・出産	その他											
保護人数									1										40
	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	(1)
当該年度新規入所者(再掲)									1										39
	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	(1)

ウ 保護期間別状況

区 分		1～5日		6～10日		11～15日		16～20日		21～30日		31日以上		計		平均在所日数
		実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員 a	延日数 b	b/a日
要保護女子等	夫等の暴力	6	16	4	33	1	12	5	87	4	106	10	501	30	755	25.2
	要保護女子	2	6	1	8			3	51	1	22	2	91	9	178	19.8
	人身取引													0	0	0.0
	計	8	22	5	41	1	12	8	138	5	128	12	592	39	933	23.9
同伴する家族	乳児							1	16			1	46	2	62	31.0
	幼児	2	2	3	27	3	39	2	35	1	25	3	108	14	236	16.9
	小学生	4	14	2	20	1	15	1	17	1	27	1	41	10	134	13.4
	中学生											1	35	1	35	35.0
	義務教育終了児											1	41	1	41	41.0
	18歳以上													0	0	0.0
	計	6	16	5	47	4	54	4	68	2	52	7	271	28	508	18.1

※前年度からの一時保護継続者を含み、次年度への一時保護継続者は含まない。

エ 退所理由別状況

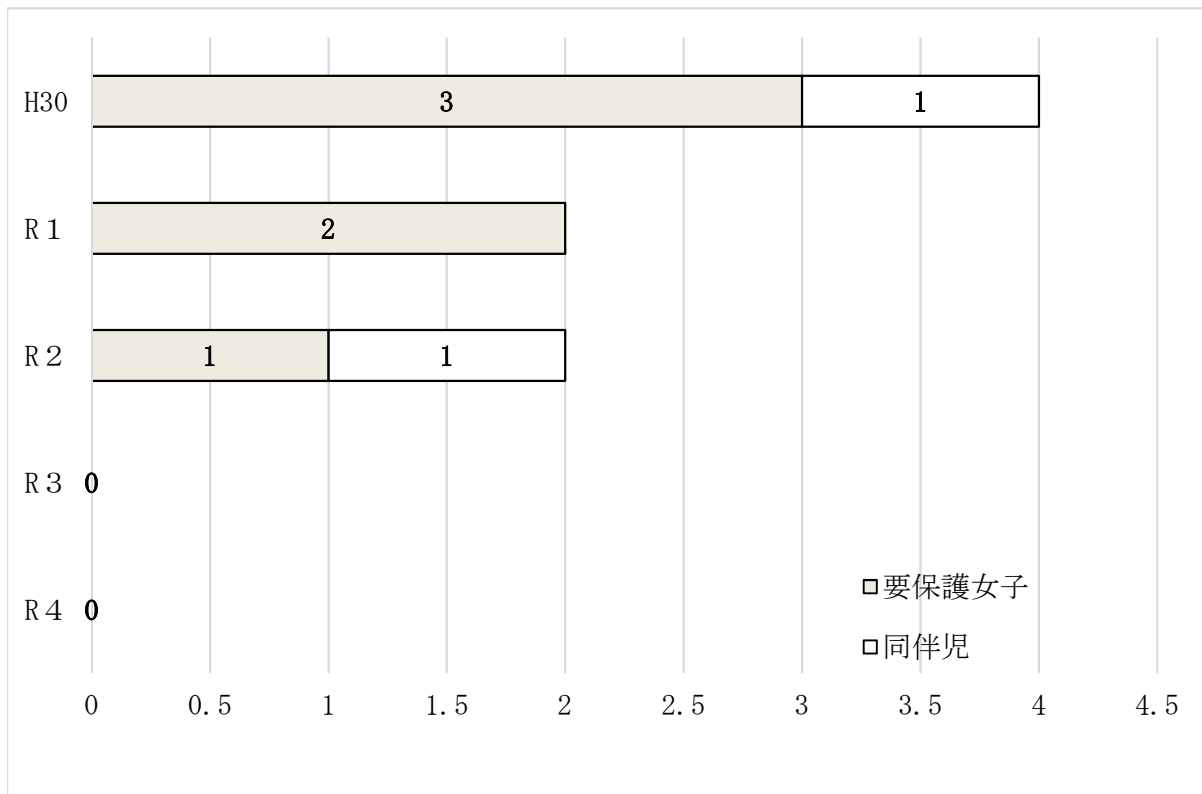
* () 内は外国人の再掲

要保護女子等	理 由	婦人保護施設入所	アパートへの入居等による自立	帰宅	実家等へ帰郷	友人・知人宅へ	自費で利用できるステッブハウス等へ	入院	福祉事務所		入国管理局へ	大使館へ	帰国	無断退所	一時保護委託契約施設等へ	その他	計	左記のうち生活保護の適用を受けた者	
									母子生活支援施設へ	福祉施設へ									
	人数	()	6	9	9	1	1	()	5	1	()	()	1	()	5	1	39	3	
		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	(1)	()	()	()	(1)	()	
同伴する家族	理 由	要保護女子と一緒に	分離		計														
			児童相談所へ	帰宅															その他
	人数	24	4																28
		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	(0)

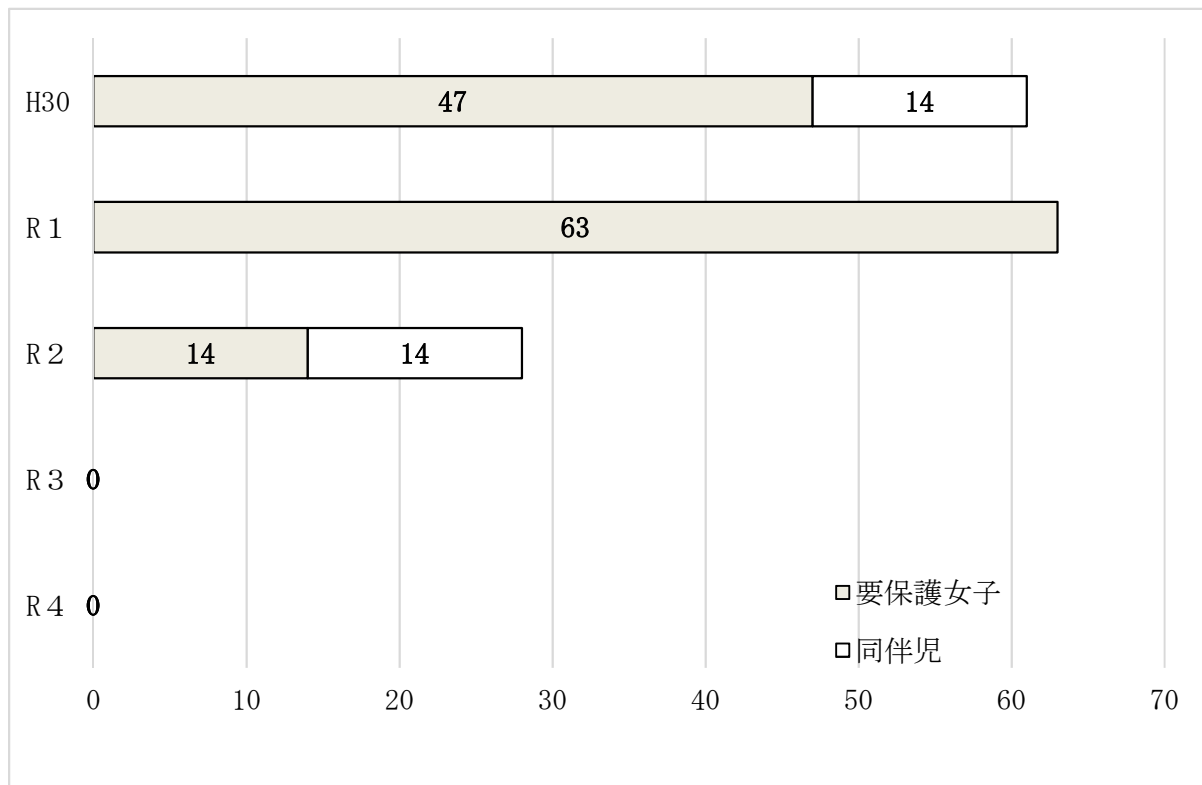
未処理 1

(3) 婦人保護施設(あかしや寮)入所の年度別推移

ア 入所実人員の状況



イ 入所延日数の状況



(4) 婦人保護施設(あかしや寮)の状況

ア 月別入所状況

令和4年度の入所者は0人、入所延日数は0日である。

区分	入所実人員			退所実人員			入所延日数		
	要保護女子	同伴児	同伴者	要保護女子	同伴児	同伴者	要保護女子	同伴児	同伴者
4月									
5月									
6月									
7月									
8月									
9月									
10月									
11月									
12月									
1月									
2月									
3月									
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

イ 退所理由別状況

令和4年度の退所者は0人である。

区分	自立	医療機関 入院	保護者 引取り	社会福祉 施設へ	その他	無断退所	計
売春歴のある者							0
売春歴のない者							0
計	0	0	0	0	0	0	0

ウ 入所期間別状況

区分	1月未満		1月以上 2月未満		2月以上 3月未満		3月以上 6月未満		6月以上 1年未満		1年以上 3年未満		3年以上 5年未満		5年以上		計	
	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数
要保護女子	売春歴のある者																0	0
	売春歴のない者																0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
同伴する家族	乳児																0	0
	幼児																0	0
	小学生																0	0
	中学生																0	0
	その他																0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

4 配偶者暴力相談支援センターの状況

(1) 新潟県配偶者暴力相談支援センター

ア 相談件数（被害者本人から相談があったもの）

(ア) 加害者との関係別相談件数

区分	性別			加害者との関係						
	女性	男性	計	配偶者			離婚 済み	生活の本拠を 共にする		計
				届出 あり	届出 なし	届出有 無不明		交際 相手	元交際 相手	
来所	7		7	5	1		1			7
電話	113	8	121	95	2	20		4		121
その他			0							0
計	120	8	128	100	3	20	1	4	0	128

(イ) 日本語が十分に話せない被害者からの相談件数

区分	性別			言語									
	女性	男性	計	英語	スペイン 語	タイ語	タガログ 語	韓国語	中国語	ロシア語	ポルトガル 語	その他	計
来所			0	1									1
電話			0										0
その他			0										0
計	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1

(ウ) 障害者である被害者からの相談件数

区分	性別			障害の種類										
	女性	男性	計	知的 障害	精神 障害	身体障害						小 計	その 他の 障害	合 計
						視 覚 障 害	障 害 能 力	平 衡 機 能	聴 覚 障 害	機 能 障 害	音 声 の 障 害			
来所	1		1		1							0		1
電話	13		13		12							1	1	13
その他			0									0		0
計	14	0	14	0	13	0	0	0	0	0	0	1	1	14

(エ) 交際相手からの暴力に関する相談件数

	件数
女性	7
男性	1
計	8

(オ) ストーカー行為等に関する相談件数

	件数
女性	1
男性	
計	1

イ 保護命令書作成等の状況

区分	配偶者暴力防止法第14条 第2項に基づく書面提出	配偶者暴力防止法第14条 第3項に基づく説明
女性		
男性		
計	0	0

ウ 配偶者暴力防止法第6条による通報を受けた件数

	件数
女性	57
男性	
計	57

(2) 新潟市配偶者暴力相談支援センター(平成24年7月1日開設)

ア 相談件数(被害者本人から相談があったもの)

(ア) 加害者との関係別相談件数

区分	性別			加害者との関係						計
	女性	男性	計	配偶者			離婚 済み	生活の本拠を 共にする		
				届出 あり	届出 なし	届出有 無不明		交際 相手	元交際 相手	
来所	143	9	152	122	2		27	1		152
電話	1347	58	1405	1010	13	7	337	15	23	1405
その他	205	4	209	184	5		15	3	2	209
計	1695	71	1766	1316	20	7	379	19	25	1766

(イ) 日本語が十分に話せない被害者からの相談件数

区分	性別			言語										計
	女性	男性	計	英語	スペイン 語	タイ語	タガログ 語	韓国語	中国語	ロシア語	ポルトガル 語	その他		
来所	2		2				1					1	2	
電話	17		17				12		3			2	17	
その他	3		3			1	2						3	
計	22	0	22	0	0	1	15	0	3	0	0	3	22	

(ウ) 障害者である被害者からの相談件数

区分	性別			障害の種類										合計
	女性	男性	計	知的 障害	精神 障害	身体障害					その他の 障害			
						視 覚 障 害	障 害 能 力	平 聴 機 能	聴 覚 障 害	音 声 の 言 語 障 害		肢 体 不 自 由	身 体 の 障 害	
来所	17	1	18		14							0	4	18
電話	321	14	335	4	224	1			3	1	5	102	335	
その他	40		40	2	24	4					4	10	40	
計	378	15	393	6	262	5	0	0	3	1	9	116	393	

(エ) 交際相手からの暴力に関する相談件数

	件数
女性	3
男性	
計	3

(オ) ストーカー行為等に関する相談件数

	件数
女性	
男性	
計	0

イ 保護命令書作成等の状況

区分	配偶者暴力防止法第14条 第2項に基づく書面提出	配偶者暴力防止法第14条 第3項に基づく説明
女性	1	
男性		
計	1	0

ウ 配偶者暴力防止法第6条による通報を受けた件数

	件数
女性	17
男性	2
計	19

(3) 長岡市配偶者暴力相談支援センター(平成24年10月1日開設)

ア 相談件数(被害者本人から相談があったもの)

(ア) 加害者との関係別相談件数

区分	性別			加害者との関係						計
	女性	男性	計	配偶者			離婚 済み	生活の本拠を 共にする		
				届出 あり	届出 なし	届出有 無不明		交際 相手	元交際 相手	
来所	257	1	258	235		0	22		1	258
電話	531	5	536	461		6	61	1	7	536
その他	90		90	84			4		2	90
計	878	6	884	780	0	6	87	1	10	884

(イ) 日本語が十分に話せない被害者からの相談件数

区分	性別			言語										計
	女性	男性	計	英語	スペイン 語	タイ語	タガログ 語	韓国語	中国語	ロシア語	ポルトガル 語	その他		
来所	1		1							1				1
電話			0											0
その他			0											0
計	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1

(ウ) 障害者である被害者からの相談件数

区分	性別			障害の種類										合計
	女性	男性	計	知的 障害	精神 障害	身体障害					小 計	その他の 障害		
						視 覚 障 害	障 害	平 衡 機 能 ・ 聴 覚 障 害	聴 能 ・ 機 能 障 害	音 声 ・ 言 語 障 害			肢 体 不 自 由	
来所	1		1	1								0		1
電話			0									0		0
その他	1		1	1								0		1
計	2	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2

(エ) 交際相手からの暴力に関する相談件数

	件数
女性	
男性	
計	0

(オ) ストーカー行為等に関する相談件数

	件数
女性	4
男性	
計	4

イ 保護命令書作成等の状況

区分	配偶者暴力防止法第14条 第2項に基づく書面提出	配偶者暴力防止法第14条 第3項に基づく説明
女性		
男性		
計	0	0

ウ 配偶者暴力防止法第6条による通報を受けた件数

	件数
女性	
男性	
計	0

5 研修等の実施(令和4年度)

(1) 新潟県主催研修

新潟県配偶者暴力防止実務担当者会議及びDV被害者支援セミナー(令和4年11月14日)

「行政説明」

新潟県福祉保健部子ども家庭課

「警察認知のDV事案の概況」 新潟県警察本部生活安全部子供女性安全対策課

「事例報告：他市町村・機関等、様々な連携により対応したケース」

長岡市地方創生推進部人権・男女共同参画課

「法テラスの犯罪被害者支援業務について」

日本司法支援センター新潟地方事務所

「DV相談及び被害者支援の状況」

特定非営利活動法人 女のスペース・にいがた

「DV相談及び被害者支援の状況」

新潟県女性福祉相談所

(2) 女性福祉相談所主催研修(新型コロナウイルス感染拡大のため中止)

(3) 講師派遣

ア 新潟県警察本部 人身安全関連事案対策専科教養(令和4年9月8日)

「新潟県女性福祉相談所の業務について」

イ 新潟医療福祉大学講義(令和4年11月10日)

「女性福祉相談所における配偶者からの暴力の対応と実際」

(4) 連携会議(令和4年度)

ア 県内会議

新潟県配偶者暴力防止連絡会議(令和5年2月6日)

イ 全国会議等への参加

- ・ 全国婦人相談所長及び婦人保護主管係長研究協議会
- ・ 婦人相談所長全国連絡会議
- ・ 全国婦人相談員・心理判定員研究協議会
- ・ 全国婦人保護施設等連絡協議会関東甲信越ブロック研究協議会
- ・ 関東甲信越地区婦人保護事業研究協議会
- ・ 関東甲信越ブロック婦人相談所長連絡会

婦 人 保 護 の あ ゆ み

令和5年度版（令和4年度実績）

令和 6 年 1 月発行

編集・発行 新潟県女性福祉相談所

〒950-0121

新潟市江南区亀田向陽 4-2-1

TEL 025-381-1111

FAX 025-381-8939